

件 名	日本マイクロソフト(株)との包括連携協定の締結について
経過・現状 政策課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年3月、日本マイクロソフト(株)より、堺市教育委員会との間で ICT を活用した「新・堺スタイル」等の実践に関する協定を締結（別紙 参考資料）後、本市の一層の発展に向け、継続して連携した取組を実施するため、包括連携協定締結の申し出があった。</li> <li>○ 同社とはこの間、帰国・外国人児童生徒を対象とした日本語教育の遠隔指導や、保護者と学校園との連絡システムの構築などに連携して取り組んできた。</li> <li>○ 同社の主な強みは以下の2点             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職員のデジタルリーダーの育成や、職員によるシステム開発が可能なツールの提供など行政 DX の推進における実績、知見・ノウハウの蓄積</li> <li>・オンラインによる業務効率化に向けたツールの提供</li> </ul> </li> <li>○ なお、同社が令和4年7月時点で包括的に連携協定を締結している都道府県及び政令指定都市は下記の通り。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県：愛知県（令和2年）、福井県（令和3年）</li> <li>・政令指定都市：神戸市（令和2年）</li> </ul> </li> </ul>
対応方針 今後の取組 （案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同社との間で相互の連携を強化し、同社が有するツール及びこれまでのツール活用により培ってきたノウハウを最大限活用して、本市の DX の実現にとって重要な人材育成をはじめ、一層の業務効率化や行政サービス向上などに取り組むため、以下の分野で協定を締結する。</li> </ul> <p><b>【連携する分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政 DX の推進に関すること</li> <li>(2) ICT を活用した教育の推進に関すること</li> <li>(3) ICT を活用した働き方改革の推進に関すること</li> <li>(4) 市政の見える化の推進に関すること</li> <li>(5) 上記以外の活動で、甲及び乙が協議のうえ、合意したもの</li> </ul> <p><b>【包括連携協定締結予定日】</b> 令和4年9月</p>
効果の想定	効果的な施策の推進や行政課題の解決、地域の更なる発展につながる。
関係局との 政策連携	全庁

## 堺市と日本マイクロソフト株式会社との包括連携に関する協定書（案）

堺市（以下「甲」という。）と日本マイクロソフト株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上及び本市 DX の一層の取組並びに ICT を最大限活用した教育の推進を図るため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項（以下「プログラム」という。）について連携し協力する。

- (1) 行政 DX の推進に関すること
  - (2) ICT を活用した教育の推進に関すること
  - (3) ICT を活用した働き方改革の推進に関すること
  - (4) 市政の見える化の推進に関すること
  - (5) 上記以外の活動で、甲及び乙が協議のうえ、合意したもの
- 2 甲及び乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、四半期に一度を目処として、継続的な意見交換と協議を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、情報やサービスの提供等具体的なプログラムの実施に当たっては、具体的な取組内容及び実施方法等について協議し、都度必要な覚書等の締結を行うものとする。
- 5 本協定の締結及び各プログラムの実施等について、甲及び乙はそれぞれプレスリリース及び各種メディアにおけるプロモーション等を行うことができる。ただし、その内容及び方法についてはあらかじめ相手方と協議を行うものとする。

### （秘密保持義務）

第2条 甲及び乙は、本協定に関連して、相手方から秘密である旨を明示して書面その他の有形な媒体により開示された相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、有形な媒体以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、開示者から被開示者に対し秘密である旨が伝達され、かつ、開示後 30 日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供されることにより、秘密情報とみなされるものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、情報の開示を受けた当事者が、当該情報が次に掲げる各号の一に該当することを立証し得た場合、当該情報は秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示される以前に公知であった情報
  - (2) 開示される以前に自らが既に保有していた情報
  - (3) 開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
  - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
  - (5) 開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- 3 甲又は乙は、裁判所又は行政機関からの照会（法令上の照会権限を有する者からの罰則を伴った照会に限る。）又は法令に基づき秘密情報を開示する旨の請求又は命令（以下「開示請求等」という。）を受けた場合、当該開示請求等の対象となる秘密情報に限り、必要最小限の範囲において、開示することができるものとする。ただし、相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。
- 4 本条の規定は、本協定終了後も 5 年間の間、なお有効に存続するものとする。

(個人情報保護)

第3条 甲及び乙は、本協定に関連して個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）、堺市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第24号）その他関係法令及び個人情報保護委員会が制定したガイドライン、甲又は乙それぞれの内部規定に従つて、適切に個人情報を取り扱うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとし、甲及び乙の協議により1年を期間として更新することができる。

(協定の変更)

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(その他)

第6条 甲及び乙は、本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 （自署）

乙 東京都港区港南二丁目16番3号 品川グランドセントラルタワー

日本マイクロソフト株式会社

執行役員 常務 パブリックセクター事業本部長

（自署）

# (案)

## 本協定の主な取組内容

### ◎新規（8件）

#### (1) 行政 DX の推進に関する事【ICT イノベーション推進室】

##### ◎DX 推進の組織風土に変革させるためのマネジメント支援

DX を推進していく組織風土への変革をけん引する管理職のマネジメント力の向上に取り組みます。

##### ◎DX 人材育成支援

DX 推進の中心的役割を担う人材育成のために、課長補佐級等を対象とした研修を実施します。

##### ◎デジタル技術を活用した組織力向上支援

Microsoft Office 365 の実践的活用方法を習得し、コミュニケーションツールとしての活用や、データ連携を意識した業務の効率化などデジタル技術による組織力向上に取り組みます。

#### (2) ICT を活用した教育の推進に関する事【教育委員会事務局】

##### ◎教育の質の向上に向けたデータ連携・活用の支援

児童生徒に関する情報を、学校教職員と教育委員会事務局関係課との間で共有・可視化する「教育ダッシュボード」の作成を検討します。

##### ◎児童生徒が正しく ICT を利活用するための情報教育推進支援

デジタルシティズンシップに関する教材の開発やモデル授業案の作成支援に取り組みます。

#### (3) ICT を活用した働き方改革の推進に関する事【総務局】

##### ◎リモートワークの推進支援

テレワークなど執務室外でも業務遂行ができ働きやすい環境整備に向けた施策支援や日本マイクロソフト株式会社が有する働き方改革のノウハウの共有に取り組みます。

##### ◎パソコンスキルの向上支援

パソコンスキルの向上につながる情報提供やレベル感の把握などに取り組みます。

#### (4) 市政の見える化の推進に関する事【財政局、環境局、南区役所】

##### ◎財政状況や環境データ、区政などの見える化、データのセルフ分析を支援

- ・市民に分かりやすい財政状況の発信に取り組みます。
- ・ごみや CO2 の削減につながる市民の環境行動変容を効果的に促進するためのデータ活用・可視化に取り組みます。
- ・南区のブランド戦略の取り組みの一つとして、区の特徴的なデータを収集・作成し、区ホームページへの掲載など可視化することで、データ利活用を推進します。

### ●実績（2件）

#### (2) ICT を活用した教育の推進に関する事【教育委員会事務局】

- ・堺市立学校園における ICT 活用授業の効果的な活用方法の確立と展開  
Translator の導入による「言葉の壁」の解決支援などに取り組みました。
- ・Microsoft Office 365 を活用した学校園業務の効率化と利便性向上に向けた取組の実施  
Microsoft 365 Education による出欠連絡システムの構築などに取り組みました。

堺市教育委員会と日本マイクロソフト株式会社との  
ICTを活用した「新・堺スタイル」等の実践に関する協定書

堺市教育委員会（以下「甲」という。）と日本マイクロソフト株式会社（以下「乙」という。）は、堺市教育委員会の教育における ICT を活用した「新・堺スタイル」と学校園業務の効率化に向けた活用実践に関して、以下の通り連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

この協定は、甲及び乙が ICT・クラウドを活用することによって、堺市立学校における児童生徒の可能性を最大化し、未来を担う子どもたちの育成において、「新・堺スタイル」の実践と、学校園業務の効率化や利便性向上を図ることを目的とする。

第2条（取組内容）

- 1 甲及び乙は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める内容について連携し協力する。
  - (1) 「新・堺スタイル」の実践  
堺市立学校における ICT を活用した授業での効果的な活用方法の確立及び事例化の展開
  - (2) 学校園業務の効率化に向けた ICT の活用の実践  
Microsoft Office365 を活用した学校園業務の効率化及び利便性向上に向けた取組の実施
- 2 甲は、前項に掲げる取組を推進するための体制を構築し、関係者のとりまとめを行う。
- 3 乙は、甲の実践を支援するため、情報提供及び助言並びに研修の提供を行うものとする。ただし、乙の支援の内容は、乙が明示的に許諾するものを除き、乙が甲に知的財産権を譲渡するものではない。
- 4 甲及び乙は、第1項に掲げる取組を効果的に実施するため、定期的に意見交換を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については協議し定めるものとする。

第3条（経費の負担）

本協定の実施に関して必要となる費用については、甲及び乙は、それぞれ実施する事項についての費用を自らで負担する。

第4条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、本協定に関連して、相手方から秘密である旨を明示して書面その他の有形な媒体により開示された相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以

外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、有形な媒体以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、開示者から被開示者に対し秘密である旨が伝達され、かつ、開示後 30 日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供されることにより、秘密情報とみなされるものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、情報の開示を受けた当事者が、当該情報が次に掲げる各号の一に該当することを立証し得た場合、当該情報は秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示される以前に公知であった情報
  - (2) 開示される以前に自らが既に保有していた情報
  - (3) 開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
  - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
  - (5) 開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- 3 甲又は乙は、裁判所又は行政機関からの照会（法令上の照会権限を有する者からの罰則を伴った照会に限る）又は法令に基づき秘密情報を開示する旨の請求又は命令（以下「開示請求等」という）を受けた場合、当該開示請求等の対象となる秘密情報に限り、必要最小限の範囲において、開示することができるものとする。ただし、相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。
- 4 本条の規定は、本協定終了後も 5 年間の間、なお有効に存続するものとする。

#### 第 5 条（個人情報保護）

甲及び乙は、本協定に関連して個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、堺市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 38 号）、堺市個人情報保護条例施行規則（平成 15 年規則第 24 号）その他関係法令及び個人情報保護委員会が制定したガイドライン、甲又は乙それぞれの内部規定に従って、適切に個人情報を取り扱うものとする。

#### 第 6 条（公表）

- 1 甲及び乙は、本協定締結を受けて共同でプレスリリースを行う。その内容については両者の合意によって決めるものとする。
- 2 甲又は乙は、それぞれが単独で本協定の締結及びその内容、並びに第 2 条に規定する各取組に関して、プレスリリース、Web サイトへの掲載、SNS への投稿、印刷物の配

布、セミナー等での説明、その他の方法によって発表することができる。ただし、その発表の可否及び内容については事前に甲及び乙の協議によって決めるものとする。

- 3 甲又は乙が相手方に対し、プレスリリース、講演、その他における相手方の登壇を要望した場合は、当該相手方はこれを検討するものとする。

#### 第7条（天災等）

- 1 甲及び乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）による本協定の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対し本協定に規定する以外の責任を負わないものとする。
- 2 なお、本条における不可抗力による本協定の履行遅滞又は履行不能には、甲又は乙の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による本協定の履行遅滞又は履行不能を含むものとする。

#### 第8条（責任範囲と損害賠償）

- 1 乙は、乙が行う技術的その他のアドバイスまたは支援等について、自らの専門知識等に基づいて誠実にこれを行うことを誓約する。ただし、乙は故意による場合を除き、これらによって甲に生じた損害等について責任を負わないものとする。
- 2 法律により許可される最大の範囲において、いずれの当事者も、逸失利益、事業中断、ビジネス情報の喪失、経済的損失、又はその他の間接損害、付随損害、結果的損害、特別損失若しくは損害について、当該損失又は損害が当該当事者による本協定の違反が原因又は一因であった場合であっても、故意による場合を除き、賠償責任を負わないものとする。

#### 第9条（期間）

- 1 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月末日までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、第5条（個人情報保護）、第6条（公表）、第8条（責任範囲と損害賠償）、第10条（その他）の規定は本協定の終了後もその効力を有するものとする。

#### 第10条（その他）

甲及び乙は、この協定の解釈に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和3年 3月 16日

(堺市)

甲 堺市南瓦町3番1号  
堺市教育委員会  
教育長  
(自署)

(日本マイクロソフト)

乙 東京都港区港南二丁目16番3号  
品川グランドセントラルタワー  
日本マイクロソフト株式会社  
執行役員常務パブリックセクター事業本部長  
(自署)